

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 68

[事務局] 稚内市消費者センター  
稚内市中央4丁目16番2号  
稚内市保健福祉センター2階  
電話 0162-23-4133



## インターネットによる消費者トラブルに注意!

### 【偽SMS(ショートメール)・メールのトラブル】

携帯電話会社名で「ご利用料金の支払いが確認できません。以下のURLからご確認が必要です」というショートメールが届いた。すぐにアクセスし、IDとパスワードを入力したところ、数か月後、不正な請求があった。



ポイント

◎ほかに、実在する通販サイト名や金融機関名、宅配便業者名でショートメールを送ってくる手口があります。記載されたURLに安易にアクセスせず、事業者の公式サイトから情報を確認しましょう!

### 【子どもの高額課金トラブル】

小学生の子どもが、スマホのライブ配信アプリで配信者への投げ銭に20万円の課金をしていた。父親のクレジットカードを無断で持ち出して登録したようだ。



ポイント

- ◎ネット利用にあたってのルールを家族で話し合い、定期的に子どものネット利用状況を確認しましょう。
- ◎保護者のクレジットカードやキャリア決済の暗証番号などをしっかり管理しましょう。



### 【サポート詐欺】

突然パソコンの画面に「ウイルスに感染しています!」「連絡先の電話番号」という警告が表示された。電話をするとコンビニでプリペイドカードを買ってサポート費用を支払うように言われた。



ポイント

- ◎電話番号が表示される警告はニセ警告です。絶対に電話してはいけません。
- ◎警告画面や警告音が出ても慌てず、画面を閉じるかパソコンを再起動しましょう!





## 相談事例（稚内市消費者センター）

### 【相談事例】

スマホを操作中に間違って占いサイトをタップしてしまった。無料と書いてあったのでつい生年月日を入力送信したところ以降何度もメールが届き迷惑。五日間の無料と書いてあるが、五日経過後に高額な料金を請求されるのではないかと不安。携帯電話販売店にも迷惑メールの対処法を相談に行こうと思っている。

### 【対処】

現時点において届いているメールに、料金を請求するような内容は見当たらず、このまま無視をして様子を見るよう伝える。迷惑メールの設定をしても別のアドレスからメールが届く可能性もあることから、念のため退会の申請を申し出ることを勧める。



## 5月は消費者月間

《全国統一テーマ》 デジタル時代に求められる

消費者力とは

※ デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解や、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていく必要があります。



・★・ 消費者月間 パネル展を開催します ・★・

◇ 5月 1日～5月10日：【図書館・エントランス】

◇ 5月11日～5月31日：【キタカラ・アトリウム】

# 契約に関する困りごとは、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134

### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：5月12日・6月9日・7月14日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）：0162-23-6413